

2. アンケート調査票の留意事項

【5. 工事監理業務／改修について】

貴建築士事務所が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部又は内閣府沖縄総合事務局開発建設部から受託した改修工事監理業務実績における業務量の実態について、以下のアンケートに回答願います。なお、「1つの建築物（建築基準法の定義による）」ごとに「1つの調査票」で回答願います。

ただし、居室のない建築物（車庫、倉庫、自転車置き場など）は調査対象外とします。

また、業務内容等については同封資料の「官庁施設の設計業務等積算基準と業務料の算定（平成28年度版）」も合わせてご確認下さい。

調査項目	留意事項等
Q 1-1 当該施設及び 建築物の名称 必須	業務量を回答いただく、施設の名称、建築物の名称をお答え下さい。 ・ 契約書、図面等を参照のうえ、各名称、年度を回答 例示）施設名称：○○合同庁舎、○○職業安定所、○○隊 建築物名称：○号館、本館、庁舎、管理棟 等
Q 1-2. 所在地 必須	当該建築物の所在地をお答え下さい。 ・ 図面等を参照のうえ、回答
Q 1-3. 構造 必須	当該施設の地上部分に採用した構造において、構造種別について該当するものをお答え下さい。 該当するものがない場合には、その他を選択のうえ、具体的にお答え下さい。
Q 1-4. 階数 必須	当該建築物の地上及び地下の階数をお答え下さい。 ・ 塔屋は除く
Q 1-5. 床面積 必須	当該建築物の用途の区分、用途名称及び床面積並びに業務報酬基準別添二の建築物の類型及び第1類・第2類の別を全てお答え下さい。 ・ 用途区分は、P.6「別添1 用途区分コード記号表」を参考に回答 ・ 用途名称及び床面積は、用途ごとの床面積の合計を回答 ・ 用途名称は、全角で入力 ・ 回答していただく床面積の単位は、[㎡]（小数点以下切捨て。） ・ 建築物の類型及び第1類・第2類の別は、P.10 別添9を参考に回答 ・ 第1類・第2類の別にあてはまらない場合には、「-」で回答
Q 2-1. 工事費 必須	当該建築物の工事費についてお答え下さい。 ・ 工事費は、委託特記仕様書の全体計画予定額を回答 ・ 内訳（建築工事、電気設備工事及び機械設備工事）は委託特記仕様書に示されている場合はその金額で回答 示されていない場合は、概算額を回答 ・ 税別で回答（半角数字で入力）

Q 3.

工事内容

必須

当該建築物の改修工事内容についてお答え下さい。

- ・ 該当する項目の工事費に対する割合を回答
 - ・ 建築改修工事の場合は、改修対象面積 [㎡] も回答
 - ・ Q 3 - 4 機械設備改修工事で示している工事区分の分類は次のとおり
- | | | |
|-----------|---|-----------------------------------|
| 給排水衛生設備改修 | : | 給排水衛生設備 |
| 空調換気設備改修 | : | 空気調和設備、自動制御設備 |
| 昇降機設備改修 | : | エレベーター設備、エスカレーター設備 |
| その他の工事 | : | 消火設備、厨房設備、浄化槽設備、ごみ処理設備
機械式駐車設備 |

引き続き、「業務量」についてお答え下さい。

1. 対象となる業務

別添 6 及 7 びに示す業務内容

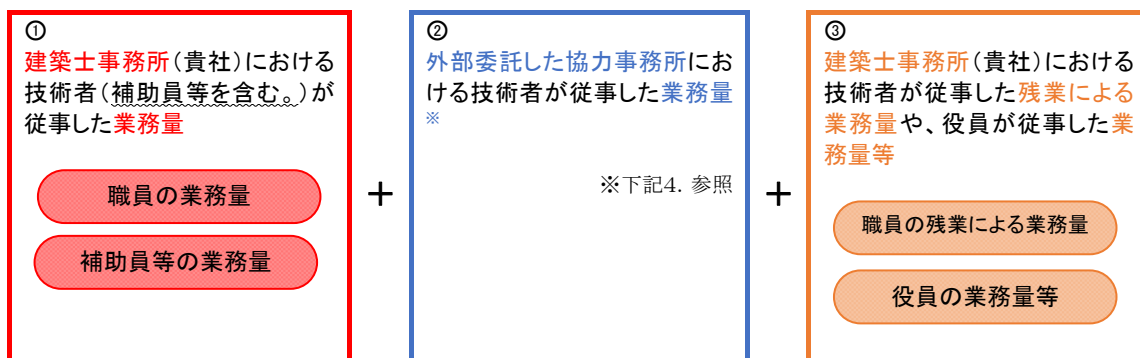
2. 業務量の単位

業務量の単位は **〔人・時間〕** とします。

3. 業務量の取扱い

- ・対象とする業務内容を実施するために実際に要した業務量を回答して下さい。
- ・業務量の回答にあたっては、業務実態を踏まえ、実際の報酬から割り戻す等はせず、貴社の労務管理等に基づいた業務量を回答して下さい。

本アンケート調査における業務量の回答に際しては、以下の①～③の業務量の合計を（新築設計・新築工事監理業務の場合は各業務項目毎に）ご回答下さい。



実際の業務従事者の技術レベルに応じて、業務能力の換算率を参考に、一級建築士取得後3年未満の業務経験のある者に相当する者(技師 C 相当)が実施したものとして、換算して業務量を回答する。

||

業務量全体

4. 外部委託した業務の扱い

- ・設計業務及び工事監理等業務の一部を外部委託した業務は、協力事務所に当該業務の業務量を確認する又は貴建築士事務所内で当該業務を実施したと想定する等の方法により、実際に当該設計業務及び工事監理等業務に従事したと考えられる業務量をご回答下さい。
- ・協力事務所の業務量を確認できない場合や、貴建築士事務所内で当該業務を実施したと想定することができない場合は、その事例は業務量調査の対象外として下さい。

<p>Q 4. 業務量</p>	<p>当該業務における改修工事監理業務に要した業務量についてお答え下さい。</p> <p>以下の設問については、記載されている業務の各項目及び業務内容の表を参考に当該業務に実際に要した「技術者」として原価管理されているスタッフ（直接人件費扱いとされている技術者）の実績業務量の業務人・時間を入力してください。</p> <p>業務の全て若しくは一部を外注している場合には、外注委託先に業務量を確認のうえ、入力してください。</p> <p>※技術者区分については、P.5「表－2 業務経験年数等による技術者の区分モデル」及び「表－3 職種区分定義」を参照して下さい。</p> <p>※実際の業務従事者の技術者レベルに応じて、P.5「表－2 業務経験年数等による技術者の区分モデル」及び「表－3 職種区分定義」の業務能力の換算率に基づき、技術者F（技師C相当）の者が実施したのものとして、ご回答下さい。</p> <p>※アルバイト・パート等のうち直接人件費として原価管理されている技術者（以下「補助員等」という。）の業務量については、換算率を設定のうえ、技術者F（技師C相当）が実施したのものとして業務分担別に入力して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貴建築士事務所において、換算率を設定します。 （換算率＝補助員等の能力／技師C相当の能力） ・ 換算率は、貴建築士事務所が独自に定めるもので、定型的な方法はありません。 ・ 換算する場合の考え方 補助員等が1,000時間働いた場合の具体的算定方法を下記に例示します。補助員等の換算率を0.5とした場合、業務量1,000時間に換算率とした0.5を乗じた500時間を回答としてください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>換算率：0.5とした場合 = 1,000時間 × 0.5 = <u>500時間</u> 業務量：1,000時間</p> </div>
<p>Q 4－1. 改修工事監理 業務量</p> <p style="text-align: center; background-color: red; color: white; padding: 2px 10px; border-radius: 5px;">必須</p>	<p>国交省告示第15号別添一に示されている工事監理に関する標準業務（P.8別添6「工事監理に関する標準業務の項目及び業務内容」参照）及びその他の標準業務（P.9別添7「その他の標準業務の項目及び業務内容」参照）の業務について技術者F（技師C相当）が実施したのものとして換算した業務人・時間を業務分担別に入力して下さい。</p>

表－２ 業務経験年数等による技術者の区分モデル

建築士等の資格・業務経験等による区分		業務能力の換算率*
技術者A	一級建築士取得後23年以上又は二級建築士取得後28年以上の業務経験のある者	2.14
技術者B	一級建築士取得後18年以上23年未満又は二級建築士取得後23年以上28年未満の業務経験のある者	2.01
技術者C	一級建築士取得後13年以上18年未満又は二級建築士取得後18年以上23年未満の業務経験のある者	1.71
技術者D	一級建築士取得後8年以上13年未満又は二級建築士取得後13年以上18年未満の業務経験のある者	1.52
技術者E	一級建築士取得後3年以上8年未満又は二級建築士取得後8年以上13年未満の業務経験のある者	1.24
技術者F	一級建築士取得後3年未満又は二級建築士取得後5年以上8年未満の業務経験のある者(技師C相当)	1.00

*：平成29年度設計業務委託等技術者単価の技術者の職種別基準日額に基づき、技術者Fを1.00としたときの換算率

表－３ 職種区分定義

上記の表における区分A～Fと、平成29年度設計業務委託等技術者単価における技術者の職種の対応は次のとおり。

職種区分定義		
技術者A	主任技術者	先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。 工学以外に社会、経済、環境等の他方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。 工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。
技術者B	理事・技師長	複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを勤める技術者
技術者C	主任技師	定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。
技術者D	技師(A)	一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。
技術者E	技師(B)	一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。
技術者F	技師(C)	上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。

用途区分コード記号表

記 号	建築物又は建築物の部分の用途の区分
08010	一戸建ての住宅
08020	長屋
08030	共同住宅
08040	寄宿舍
08050	下宿
08060	住宅で事務所、店舗その他にこれらに類する用途を兼ねるもの
08070	幼稚園
08080	小学校
08082	義務教育学校
08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
08100	特別支援学校
08110	大学又は高等専門学校
08120	専修学校
08130	各種学校
08132	幼保連携型認定こども園
08140	図書館その他これに類するもの
08150	博物館その他これに類するもの
08160	神社、寺院、協会その他これらに類するもの
08170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
08180	保育所その他これに類するもの
08190	助産所
08210	児童福祉施設等（建築基準法思考例題19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に挙げるものを除く。）
08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）
08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
08260	病院
08270	巡査派出所
08280	公衆電話所
08290	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務に用に供する施設
08300	地方公共団体の支庁又は支所
08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家
08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
08340	工場（自動車修理工場を除く。）
08350	自動車修理工場
08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
08380	体育館又はスポーツ練習場（前項に掲げるものを除く。）
08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売り場、その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの
08400	ホテル又は旅館
08410	自動車教習所
08420	畜舎

08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）
08450	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）
08452	食堂又は喫茶店
08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）
08470	事務所
08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
08490	自動車車庫
08500	自転車駐車場
08510	倉庫業を営む倉庫
08520	倉庫業を営まない倉庫
08530	劇場、映画館又は演芸場
08540	観覧場
08550	公会堂又は集会場
08560	展示場
08570	料理店
08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
05890	ダンスホール
08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の急速の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
08610	卸売市場
08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの
08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
08990	その他

— 国交省告示第15号 別添一より —

2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務

— 工事監理に関する標準業務

実施設計の成果図書に基づき、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認するために行う次に掲げる業務をいう。

工事監理に関する標準業務の項目及び業務内容

項 目		業務内容
(1)工事監理方針の説明等	(i)工事監理方針の説明	工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について建築主に説明する。
	(ii)工事監理方法変更の場合の協議	工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、建築主と協議する。
(2)設計図書の内容の把握等の業務	(i)設計図書の内容の把握	設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、建築主に報告し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認する。
	(ii)質疑書の検討	工事施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質(形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。)確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。
(3)施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務	(i)施工図等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工図(躯体図、工作図、製作図等をいう。)、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。
	(ii)工事材料、設備機器等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等(当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。)及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。
(4)工事と設計図書との照合及び確認		工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。
(5)工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおり実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおり施工しない理由について建築主に書面で報告した場合には、建築主及び工事施工者と協議する。
(6)工事監理報告書等の提出		工事と設計図書との照合及び確認を全て終了後、工事監理報告書等を建築主に提出する。

一 国交省告示第15号 別添一より一

2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務

二 その他の標準業務

工事監理に関する標準業務に定める業務と一体となつて行われる次に掲げる業務をいう。

その他の標準業務の項目及び業務内容

項 目		業務内容
(1)請負代金内訳書の検討及び報告		工事施工者から提出される請負代金内訳書の適否を合理的な方法により検討し、建築主に報告する。
(2)工程表の検討及び報告		工事請負契約の定めにより工事施工者が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。
(3)設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工計画(工事施工体制に関する記載を含む。)について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。
(4)工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i)工事と工事請負契約との照合、確認、報告	工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容(設計図書に関する内容を除く。)に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法により確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。
	(ii)工事請負契約に定められた指示、検査等	工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等(設計図書に定めるものを除く。)を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。
	(iii)工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあつては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。
(5)工事請負契約の目的物の引渡し立会い		工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。
(6)関係機関の検査の立会い等		建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。
(7)工事費支払いの審査	(i)工事期間中の工事費支払い請求の審査	工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。
	(ii)最終支払い請求の審査	工事施工者から提出される最終支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。

— 国交省告示第15号 別添二より —

建築物の類型	建築物の用途等	
	第1類 (標準的なもの)	第2類 (複雑な設計等を必要とするもの)
一 物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
二 生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、 特殊設備を付帯する工場等
三 運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
四 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
五 商業施設	店舗、料理店、 スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、 ショールーム等
六 共同住宅	公営住宅、社宅、賃貸共同住宅、 寄宿舍等	分譲共同住宅等
七 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学 校等	—
八 専門的教育・研究施設	大学、専門学校等	大学(実験施設等を有するもの)、 専門学校(実験施設等を有するも の)、研修所等
九 宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル(宴会場等を有するもの、保 養所等
十 医療施設	病院、診療所等	総合病院等
十一 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施 設、リハビリセンター等	多機能福祉施設等
十二 文化・交流・公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンタ ー等	映画館、劇場、美術館、博物館、図 書館、研修所、警察署、消防署等
十三 戸建住宅(詳細設計及 び構造計算を必要とするも の)	戸建住宅	—
十四 戸建住宅(詳細設計を 必要とするもの)	戸建住宅	—
十五 その他の戸建住宅	戸建住宅	—

- (注) 1 社寺、教会堂、茶室等の特殊な建築物及び複数の類型の混在する建築物は、本表には含まれない。
2 第1類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第2類は、複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。